

「指定都市市長会議（臨時会議）」の開催結果について

指定都市市長会（会長：鈴木 康友 浜松市長）は、11月10日（水）、「指定都市市長会議（臨時会議）」（WEB会議）を開催し、次の提言等を採用するとともに、次の事項を決定しましたのでお知らせします。

《採択した提言等》

- (1) 感染症対策に係る広域自治体と指定都市の役割分担等に関する指定都市市長会要請
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対する国産ワクチンの早期実用化に関する指定都市市長会要請
- (3) 新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る指定都市市長会要請
- (4) 自治体情報システムの標準化・共通化に関する指定都市市長会提言
- (5) 子どもたち一人一人の可能性を最大限に引き出す「新たな時代の学校」を創造するための指定都市市長会提言
- (6) 国土強靱化の推進に関する指定都市市長会要請

《決定した事項》

- (7) 「国と自治体が連携したデジタル化の推進に関する意見交換テーマ」に基づき、デジタル庁と指定都市市長会の初めての意見交換を行うこと

問合せ先
担当：広域行政課
042-769-8248

感染症対策に係る広域自治体と指定都市の役割分担等に関する 指定都市市長会要請

昨年1月に我が国において新型コロナウイルスの感染が確認され、感染が拡大する中、全国20の指定都市は、一刻も早くこの状況を乗り越えるため、医療機関や関係団体と緊密に連携し、感染拡大防止等に全力で取り組んできた。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく権限が広域自治体である道府県の知事に集中している中で、新型コロナウイルス感染症対策に欠かせない積極的疫学調査や健康観察などについては、保健所行政を担う指定都市が重要な役割を果たしている。

去る6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、大都市圏における道府県と市町村との関係について、新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、地方制度調査会等において検討を進め改善に向けて取り組むとともに、国と地方の新たな役割分担について、法整備を視野に入れつつ検討を進める方針が打ち出されている。

こうした状況を踏まえ、いわば非常事態への対応といえる感染症対策について、国、道府県、指定都市の役割分担の見直しを前進させ、最前線で取り組むことになる保健所や地方衛生研究所、高度医療機関を有する指定都市が、圏域の中核としてその資源を効果的に活用し、地域の実情に応じた柔軟かつ機動的な感染症対策を主体性をもって実施できるようにするとともに、新たな感染症への備えを万全にするため、以下のとおり要請する。

- 1 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、医師等への医療従事の要請・指示などの道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにすること。また、法改正の検討を進める際には、感染症対策の現場を知る指定都市に対し、意見聴取を行うこと。
- 2 指定都市など大都市部において、多数の新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生している状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などの感染症対策に係る緊急的な交付金は、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にすること。

- 3 特に人口や人流が集中する指定都市に対しては、全国的な感染拡大防止に向けた戦略的なワクチン供給を行うとともに、ワクチン配分について希望する指定都市が国と直接調整を行えるようにすること。

- 4 感染症対策の中核的な機関である保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについて、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴い、職員に負担が生じていることを踏まえ、今後の感染症対策に備えて中長期的な視点も含め体制・機能を強化、充実するよう、更なる支援を行うこと。

令和3年 月 日
指定都市市長会

新型コロナウイルス感染症に対する国産ワクチンの早期実用化に関する 指定都市市長会要請

デルタ株を中心とする第5波が一定の収束を見せ、長期にわたる緊急事態宣言が解除されたが、これまでの新型コロナウイルス感染症の経過を踏まえると、第6波の到来を見据えたワクチン接種体制の更なる強化が必要である。

全国20の指定都市は、医療機関や関係団体と緊密に連携し、感染拡大防止等に全力で取り組んできた。特にワクチン接種については、全国で接種対象者の7割が2回の接種を完了するなど、着実な成果が出ている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、ワクチン接種を一層進捗させることが必要であるとされているが、副反応の発生頻度や症状の重さ、幼児や小児などの若年層への接種ができないことなどの問題も顕在化している。

こうした状況の中、国内では従来から使用されている不活化ワクチンなどを含めた様々な種類のワクチンの開発が進んでおり、副反応の発生率が低いワクチンの早期実用化が図られることにより、ワクチン自体の安全性や副反応への懸念から接種を差し控えている方および幼児や小児などの若年層に対して、多様なワクチン接種の選択肢を提供することが可能となる。

また、3回目の追加接種が世界各国で検討される中、ワクチンの安定供給を継続していくためには、輸入に頼らない国産ワクチンの早期実用化が必要となってくる。

感染症の収束と経済の活性化に向けては、他の地域と比して特に人流が多く、圏域の中核都市として企業や教育機関等が集積する指定都市において、ワクチン接種が更に進むことが重要であり、こうした国産ワクチンの早期実用化に向け以下のとおり要請する。

- 1 将来にわたり十分な量のワクチンを安定的に供給するためにも、国産ワクチンの研究開発の支援、生産体制の強化が図れるよう、早期実用化に向けた必要な支援を強力に推進すること。
- 2 国産ワクチンの承認審査にあたっては、副反応の少なさなど安全性を十分に考慮した評価とした上で、早期実用化に向けた特段の配慮を行うこと。
- 3 不活化ワクチンをはじめ、幼児や小児等への接種拡大につながりうる副反応に対する懸念の低い国産ワクチンを早期に実用化すること。

※ 要請活動時点で、全国のワクチン接種率が8割に達した場合、前文2段落目を以下のとおり時点修正する。

[現 行] 特にワクチン接種については、全国で接種対象者の7割が2回の接種を完了するなど、着実な成果が出ている。

[修正後] 特にワクチン接種については、全国で接種対象者の8割が2回の接種を完了するなど、着実な成果が出ている。

令和3年 月 日
指定都市市長会

新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る 指定都市市長会要請

指定都市をはじめ各地方自治体では、地域の医療機関や関係団体と緊密に連携し、集団接種、個別接種及び大規模接種を組み合わせながらワクチン接種を推進し、2回接種完了者は全人口の7割を超えたところである。

一方で、諸外国では3回目のワクチン接種（追加接種）の動きがあり、既に国からも2回目接種の終了から概ね8か月以上経過した者を対象に12月から全額公費で1回分の追加接種を行うことが示されている。しかしながら、安定的なワクチン供給の見通しや使用するワクチンの種類のほか、交接種の実施など各地方自治体が追加接種体制を検討する上で必要な詳細については未だ示されていない。

また、これまでの指定都市の接種状況に鑑みると、職域接種は一定の割合を占め、東京・大阪近郊の地方自治体では自衛隊大規模接種センターで接種した人数も含めると、多くの住民が武田／モデルナ社ワクチンを接種している。このような中、職域接種で受けた者の追加接種について原則、地方自治体で実施するとの国の考え方も報じられ、追加接種において自衛隊大規模接種センターを継続設置するかに関しては示されていない現状である。

職域接種又は自衛隊大規模接種センターで武田／モデルナ社ワクチンを2回接種した住民全てを各地方自治体で追加接種する場合、接種会場の新設を含め、どのような体制を構築するか至急検討を進めなければならない。

そこで、追加接種の円滑な実施に向けて、地域の医療機関等との協議などを早急に進め、住民が安全・安心に接種できる体制を構築するため、以下のとおり要請する。

- 1 安定的なワクチン供給の見通し、使用するワクチンの種類及び交接種の実施など、追加接種実施の全体像について、地方自治体の意見も踏まえ早期に詳細を示すこと。
- 2 武田／モデルナ社ワクチンを2回接種した住民が確実に追加接種を受けられる接種体制の構築のため、職域接種及び自衛隊大規模接種センターの継続・充実を図るとともに、広域自治体が設置した大規模接種会場で接種した方への対応について早期に方向性を示すこと。

※ 要請活動時点で、全国のワクチン接種率が8割に達した場合、前文1段落目を以下のとおり時点修正する。

[現 行] 2回接種完了者は全人口の7割を超えたところである。

[修正後] 2回接種完了者は全人口の8割を超えたところである。

令和3年 月 日
指定都市市長会

自治体情報システムの標準化・共通化に関する指定都市市長会提言

自治体情報システムの標準化・共通化にむけて、国においては「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」や「住民記録システム標準仕様書の第2.0版」、「第1グループに属する業務にかかる標準仕様書の第1版」を公開しているほか、ガバメントクラウドに関する先行事業の募集を開始するなどの取組が進められている。

こうした国の動きと連携すべく、指定都市としても、情報システムの標準化・共通化の実現に向けて、推進体制の整備や移行計画の作成等に着手しているところである。

一方で、移行に向けた調査や計画策定等を全国の自治体が同時に進めているため、コンサルティング事業者やシステム事業者の人材不足、またそれに伴い自治体におけるデジタル人材確保がより困難度を増していることや、需要過多による価格の上昇、他のシステム改修への影響などといった課題が明らかになってきている。また、例えば、データ要件・連携要件などの共通要件は令和4年夏の公開予定となっており、既に公開された第1グループの標準仕様もそれを踏まえた改版が予定されているなど令和7年度末までとされた標準化の目標期限から逆算すると、現行仕様との比較分析や業務フロー等の見直し・BPR、システム事業者による標準準拠システム開発・移行のための期間が非常に短くなっている。

については、安定的な住民サービスの供給を継続するために、特に重要と考える課題に対し、改めて、下記について提言する。

記

- 1 情報システムの標準化・共通化の検討に当たり、指定都市は規模や権限、行政区の存在など、指定都市以外の自治体とは業務の環境が異なることから、指定都市特有の事情を仕様に反映させるとともに、指定都市市長会も法律に

基づく意見聴取団体の対象に含めること。

- 2 財政支援として地方公共団体情報システム機構に基金が造成されたが、今後も基金の使途の拡充や増額を図るなど財源を確保した上で、情報システム関連の市場価格等の実情を勘案し、地方自治体の負担とならないよう継続的に十分な財政支援を行うこと。
- 3 住民の利便性の向上という目的の実現のためには、標準仕様に合わせた業務の再構築や業務執行体制の見直し等を短期間で実施することによる窓口運用などの行政運営への支障を最小化し、住民サービスが低下するリスクを回避することが重要である。また、標準化によって行政運営の効率化を進めるためには、全国の自治体が同時に移行を進めることによる事業者及び自治体の人材確保や費用増加にかかるリスクを低減する必要がある。指定都市として令和7年度末までとした目標時期に向けて最善を尽くすものの、全市が安全・確実に標準準拠システムに基づく業務への移行を実現できるよう、これらのリスクや各自治体のシステム更新時期等を考慮し、準備の進捗状況を踏まえ、移行期間を設ける等、必要に応じて柔軟な対応を検討すること。
- 4 「ガバメントクラウド」に係る仕様や「ガバメントクラウド」と緊密に連携できると認められるクラウドサービスの要件の早期確定をはじめとして、地方自治体に対して速やかに情報提供を行うとともに、各システムに共通する認証基盤やデータ連携基盤の仕様など全体設計に影響がある事項については、令和3年度中に全自治体に対して案を提示し、意見聴取を実施すること。また、標準仕様の作成・改版に当たっては、「付属または、密接に連携するシステム」の範囲や考え方について示すとともに、標準化対象外の情報システムとの連携を十分考慮すること。
- 5 「ガバメントクラウド」の整備に当たり、昨今のクラウドサービスにおける障害事案等を十分に勘案し、強固な基盤としての環境構築を行うとともに、

障害発生やメンテナンス実施の際等における自治体との連携手法や、適時・適切な情報共有を図るための運用フローを確立するなど、住民サービスへの影響を最小限に留めるための設計を行うこと。

- 6 住民の利便性の向上及び地方自治体の行政運営の効率化を実現するため、情報システムの仕様を標準化するだけでなく、標準仕様に基づく基本的な業務フローを地方自治体に提示するとともに、基本的な業務プロセスや各種申請時の提出書類の電子化などの見直しも含め、デジタル化に適した制度設計とすること。

令和 3 年 月 日
指定都市市長会

子どもたち一人一人の可能性を最大限に引き出す「新たな時代の学校」を 創造するための指定都市市長会提言

長期化するコロナ禍にあっても、決して子どもたちの学びを止めてはならず、貧困、孤立、格差など、様々な社会的課題が深刻化する中、予測困難な社会を生きる子どもたちの真の「生きる力」を育むため、不断の教育改革が求められている。

GIGAスクール構想により、1人1台端末をはじめ教育現場のICT環境は飛躍的に整備され、各指定都市では学校変革の好機と捉え、学習コンテンツの充実、教職員への研修、教育委員会による支援体制の強化等に取り組み、ICTを活用した「個別最適な学び」と「体験的・協働的な学び」をベストミックスさせる、新たな学びの形を急ピッチで構築してきた。

一方、都市間・学校間・家庭間などにおいて、ICT活用を起因とした新たな教育格差を生じさせてはならず、学びの個別最適化を決して「孤立化」に繋げてはならない。また、すべての子どもたちの学びと育ちのため、子ども同士が互いに高め合い、教え合う関係も大切にしなければならない。

コロナ禍においても懸命に学ぶ今の子どもたちが、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるための公教育を実現することが、我々指定都市をはじめとする基礎自治体の責務である。特別支援・不登校・外国人児童生徒など、複雑化・多様化する教育環境にあってもSDGsの理念である「誰一人取り残さない」という決意のもと、いかなる状況においても子どもたちの学びを継続し、一人一人の可能性を最大限に引き出すことのできる「新たな時代の学校」を創造するため、下記のとおり提言する。

記

- 1 ICTを活用した学びが一層伸展し、オンライン授業や個別最適な学び等、学びの形が多様化していくことを見据え、そうした学習活動の取扱いについて、指定都市をはじめ各地方自治体における先進的な取組を支援するとともに、子ども・保護者が安心して学べる学習環境の実現に向け必要な制度改善等を行うこと。
- 2 ICT機器整備・通信環境の更なる充実と機器更新、家庭における通信費補助制度の創設、デジタル教科書等のデジタルコンテンツの導入促進、情報通信技術支援員等の専門スタッフの配置の充実のために必要な財政措置を行うこと。
- 3 よりきめ細かで質の高い学びを実現するための指導体制の確保のために必要な定数改善、働き方改革の推進と優秀な人材の確保に向けた教職員の抜本的な処遇改善などに必要な条件整備のための財政措置を行うこと。

令和3年 月 日
指定都市市長会

国土強靱化の推進に関する指定都市市長会要請

我が国は、その位置、地形、地質、気象等の自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火等による災害が発生しやすい国土であり、これまでも様々な災害が発生し、市民生活・社会経済に甚大な被害をもたらしてきた。

これら過去の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、国においては、平成30年12月に、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、令和2年12月には、重点的・集中的に取り組むべき対策の更なる加速化・深化を図るべく「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和3年度～令和7年度）を決定し、地方自治体への財政支援を含め、継続的な国土強靱化の取組を推進しているところである。5か年加速化対策については、昨年11月に、指定都市市長会が要請した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年度～令和2年度）終了後の継続的な財政支援が実現したものであり、深く感謝する次第である。

指定都市においては、このような国の動きと連動し、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、各都市が定める「国土強靱化地域計画」に基づき、3か年緊急対策や5か年加速化対策による財政支援等を最大限活用しながら、国土強靱化に係る事業を積極的に実施しているところである。

しかしながら、近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化している水害・土砂災害や、南海トラフ地震、首都直下地震など、切迫する大規模災害に備えるためには、治水対策や人口増加期に集中的に整備してきたインフラ等の老朽化対策を含め、国土強靱化の取組を可及的速やかに前進させる必要がある。

全国20の指定都市は、我が国の人口の約2割に当たる2,700万人以上が居住し、様々な都市機能や産業が集積する圏域の中核都市として、そして日本をけん引するエンジンとして、この喫緊の課題に対しても率先して取り組んでいく所存である。

については、国土強靱化の取組を一層推進し、今後起こりうる大規模災害による被害を最小限に抑え、たとえ被災しても迅速な復旧・復興へとつながるよう、次のとおり要請する。

1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る予算・財源の安定的・継続的な確保

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、計画的に防災・減災、国土強靱化に取り組めるよう、必要な予算・財源を、当初予算を含め、引き続き別枠・上乗せで、安定的・継続的に確保すること。

2 インフラやその他公共施設の強靱化に係る交付金・補助金の予算確保等

- (1) 災害時の物流・人流の確保や、流域治水対策の加速化を図るため、地方自治体が管理する道路、上下水道、河川等のインフラや、災害時の避難所・避難場所ともなる学校施設、都市公園、その他公共施設の老朽化対策を含めた強靱化に係る交付金・補助金について、多数のインフラやその他公共施設を抱える指定都市が確実に事業を実施できるよう、十分な予算を確保すること。
- (2) 近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化している水害・土砂災害等への対策として、インフラの整備等と並行して、各地方自治体の実施する、自然環境が有する多様な機能を活用する「グリーンインフラ」の取組を引き続き強力に支援すること。
- (3) ライフサイクルコストの最小化に向け、予防保全型の修繕や更新等への重点的な財政支援を行うとともに、新技術等によるコスト低減手法の開発、包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供等を行うこと。

3 公共施設等適正管理推進事業債の恒久化と対象拡大

令和3年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」については、長期的な視点をもって、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを行う必要があることから、時限措置ではなく、恒久的な措置とすること。また、区役所や消防署などの公用施設についても、災害対策等において重要な役割を担うことから対象とすること。

令和3年 月 日
指定都市市長会

国と自治体が連携したデジタル化の推進に関する 意見交換テーマ

1. 趣旨

国がデジタル社会のビジョンとしてめざす「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現のためには、常に住民や事業者が求めるデジタル社会の実像を把握する必要があることから、住民や事業者と身近に接する自治体が、一人ひとりのニーズをくみ取り、国と確実に連携しながら実行できる仕組みが不可欠となる。なかでも、指定都市は国民の5人に1人が居住する高度な機能集積を有する大都市であることから、多種多様なニーズやデータが集まる圏域であり、そのニーズやデータを速やかに国と共有しながら、一丸となって取り組みを進めることができる存在である。

そのため、日本のデジタル改革を主導するデジタル庁と指定都市市長会が定期的に意見交換を行うことは、国がめざすデジタル社会の実現を有機的に加速させるものであり、指定都市市長会デジタル化推進担当市長として、デジタル庁創設に合わせ速やかに信頼関係を築けるよう、以下の項目について意見交換を行いたい。

2. 意見交換テーマ

(1) 行政の情報システムの最適化について

- ・利用者の利便性向上や業務効率化に向け、行政の情報システム間の幅広い連携を考慮した仕組みの構築やデジタルで完結できるよう制度・手順フローの設計
- ・喫緊の課題である自治体の情報システム標準化・共通化の実現に向けたロードマップと、めざすべき行政の情報システムの姿

(2) データ利活用促進のための環境整備について

国と自治体が政策決定するために必要なデータをリアルタイムに共有できる仕組みや、事業者も含めた高度なデータ活用に向けたデータフォーマットの統一

(3) 情報セキュリティ対策の徹底について

国民がより安心して情報にアクセスし、デジタル化の恩恵を享受できるような安全性の確保

(4) 地域社会のデジタル化について

国民一人ひとりが生活の中でデジタル化の恩恵を感じられるよう、保育、福祉などの行政による市民サービスや公共交通など公共性を持つ民間サービス等のデジタル化への支援、地域の通信環境や国民のデジタルリテラシーの向上といった環境整備

(5) デジタル人材の確保について

官民間問わず希少なデジタル人材について国と自治体間や自治体間相互における、人材をシェアする流動性の高い基盤の整備、また、人材育成のノウハウやコンテンツを共有する仕組みの整備・充実

3. 添付資料

(1) 令和3年5月24日付け指定都市市長会

「自治体情報システムの標準化・共通化に関する指定都市市長会提言」

(2) 令和3年7月 指定都市市長会

「令和4年度国の施策及び予算に関する提案」(白本) 19ページ

(3) 令和3年7月19日付け指定都市市長会

「多核連携型の国づくりに向けた産業・都市政策に関する指定都市市長会提言」

自治体情報システムの標準化・共通化に関する指定都市市長会提言

令和2年12月、国において、「デジタル・ガバメント実行計画」（以下「計画」という）が閣議決定されるとともに、先日「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」などデジタル改革関連法案が可決成立し、デジタル・ガバメント推進のための取組を計画的かつ実効的に進めるための方向性が示された。

計画では、住民記録、地方税、福祉など、地方自治体の主要な17業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成し、令和7年度末を目標に地方自治体が標準仕様に準拠したシステムに移行すること、その際には国が整備した「(仮称) Gov-Cloud」を利用すること、国が財政面を含め主導的な支援を行うことなどが示されており、指定都市としても国と連携を取りながら情報システムの標準化・共通化を進めていく考えである。

一方で、情報システムの標準化・共通化に当たり、指定都市のような大規模自治体においては、標準仕様に合わせた大幅な業務の再構築（BPR）や業務執行体制の見直し等が必要となるため、検討期間を十分に確保する必要がある。

また、システム間で情報連携する共通基盤システムや統合データベースなど、他の情報システムの改修等も必要となるほか、現行の情報システムに係る運用保守等の契約を途中で解約する場合には違約金も発生するため、こうした関連費用についても財政措置が必要である。

さらに、指定都市は、その規模や権限、行政区の存在など、指定都市以外の地方自治体とは業務の環境が異なることから、取組に当たっては指定都市の業務実態や課題を考慮すべきである。

については、自治体情報システムの標準化・共通化に向けて、下記の提言を行う。

記

- 1 情報システムの標準化・共通化の検討に当たっては、行政区など政令指定都市特有の事情を仕様に反映させるため、指定都市市長会も法律に基づく意

見聴取団体の対象に含めること。

- 2 「(仮称) Gov-Cloud」に係る仕様の早期確定を初めとして、地方自治体に対して速やかに情報提供を行うこととし、各システムに共通する認証基盤やデータ連携基盤の仕様など全体設計に影響がある事項については、令和3年度中に全自治体に対して案を提示し、意見聴取を実施すること。また、17 業務に係る標準仕様の作成および標準準拠システムの開発については、標準化対象外の情報システムとの連携を十分考慮するとともに、事業者に対する必要な調整を含め、デジタル・ガバメント実行計画で定められたスケジュールを遵守すること。
- 3 情報システムの標準化・共通化に当たり、財政支援の方策として地方公共団体情報システム機構に基金を造成することが示されているが、今後も基金の使途の拡充や増額を図るなど財源を確保した上で、地方自治体の負担とならないよう、実情を勘案した十分な財政支援を行うこと。
- 4 地方自治体の作業負担のみならず、全国の地方自治体が同時にシステム移行を進めることから、地方自治体として懸念の大きい事業者の人材確保面も含めた対応能力も考慮して、令和7年度末までとした目標時期について柔軟な対応を検討すること。
- 5 行政手続のオンライン化などデジタル・ガバメント実行計画の趣旨に沿った利便性の高い効率的な事務運用を可能とするため、情報システムの仕様を標準化するだけでなく、各自治体における運用見直しが短期間で実施可能となるよう、標準仕様に基づく基本的な業務フローを地方自治体に提示するとともに、基本的な業務プロセスの見直しも含め、デジタル化に適した制度設計とすること。

令和3年5月24日

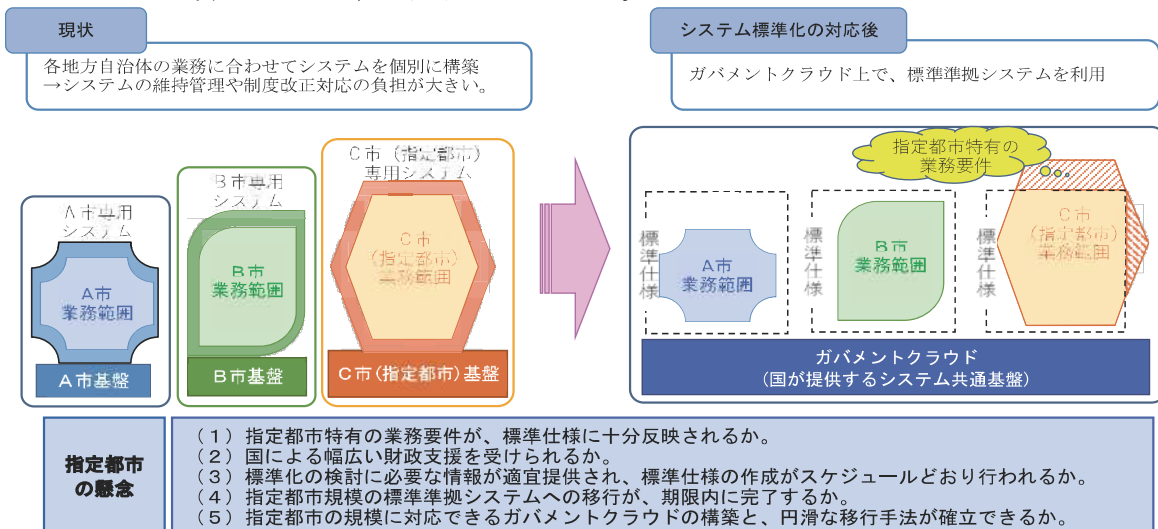
指定都市市長会

10 システム標準化及びガバメントクラウド構築に対する指定都市への意見聴取等

- (1) 意見聴取団体として指定都市市長会を対象に加えること。
- (2) 地方自治体の実情に応じて十分な財政措置を講ずること。
- (3) 早期の情報提供とスケジュールどおりの標準仕様作成等を行うこと。
- (4) 移行スケジュールについて柔軟な対応を行うこと。
- (5) 高い信頼性を有するガバメントクラウド等を構築するとともに、そこで動作する標準準拠システムへの円滑な移行手法等を確立すること。

【要請の背景】

- (1) 指定都市は、行政区を有しており、業務環境が一般の市町村とは異なることや、人口数に比例した大量の処理が求められることから、これらに対応するための特別な仕組み等が必要となる。システムの標準化を進める上では、指定都市特有の業務実態を標準仕様及びガバメントクラウドに反映するため、標準化に関する法律に基づく意見聴取団体に指定都市市長会を加えるべきである。
- (2) 国は標準化対象業務の情報システムについて準備経費や移行経費を補助することとしているが、それ以外の関連するシステムにおいても、業務フローの見直し等に係る外部委託や改修等をする必要がある。これらに加え、現行システムの運用保守等の中途解約に伴う違約金、標準準拠システムへのデータ移行・変換処理及び段階的な移行の際に生ずるデータ連携に必要な環境整備等についても、標準化に関する法律施行以前に着手したものを含め、幅広く財政支援の対象とすべきである。
- (3) 指定都市ではシステム標準化に伴う業務再構築や執行体制の見直し等に期間を要することから、国は、速やかな情報提供とスケジュールどおりの標準仕様作成を行うとともに、標準準拠システムの開発についても主導的な役割を果たすべきである。
- (4) 指定都市が抱える業務の規模や特性を踏まえた検討等に必要期間や、多くの地方自治体が同時に標準準拠システムへの移行を進めることによるシステム事業者の対応能力等を考慮して、令和7年度末までとした移行期限については柔軟な対応を行うべきである。
- (5) 標準化対象となっている業務については市民への影響が非常に大きいことから、ネットワーク環境も含め、高い信頼性を有するガバメントクラウドを構築するとともに、そこで動作する標準準拠システムへの円滑な移行手法等を確立すべきである。
また、標準準拠システム間、及び標準準拠システムとそれ以外のシステムのシームレスな連携基盤の構築を行うべきである。



多核連携型の国づくりに向けた産業・都市政策に関する指定都市市長会提言

新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策においては、事業者支援等を柔軟かつ機動的に展開するに当たって、指定都市と道府県との役割分担を含む様々な課題が改めて浮き彫りになった。そのような中で、各地方の拠点としての総合力を有する指定都市が産業政策等を一元的に担うことは、東京以外にも個性と魅力を競い合う複数の経済圏が発展し、わが国全体の成長をけん引する多核連携型の国づくりにつなげる有効な方策の一つであり、従来からの指定都市制度や特別区設置制度に加え、指定都市市長会が提案している特別自治市制度を早期に実現することによって、各指定都市が多様な大都市制度の中から自らに相応しい大都市制度を選択できるようにすることで、東京一極集中の是正や少子化の改善等が図られ、国民全体の豊かな生活環境の実現も期待される。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、テレワークの普及や自宅周辺での活動時間の増加、ワークライフバランスの重視など、人々の価値観や行動様式が変化しており、それに伴い業種等によって経済回復が二極化（K字回復）する傾向も見られつつある。

このような中、感染拡大を抑えつつ雇用や事業を支えることに加え、デジタル改革やグリーン社会の実現など、ポストコロナに向けた経済構造の転換が重要となる一方、足下ではデジタル人材の全国的な不足などがわが国全体の成長にとって大きな制約要因となっており、労働移動やリカレント教育によって必要な人材の不足を解消し、更には新卒一括採用等の日本的雇用慣行を一部見直していくことも求められている。

さらに、都市政策のハード面では、新型コロナウイルス感染症に伴う価値観や行動様式の変化がスマートでゆとりある都市空間へのニーズにつながっており、各都市において必要なオープンスペース等を整備することが、市民の生活の質や都市ブランドを向上させるだけでなく、東京から移転する人材等の交流スペースや自宅以外のワークプレイスの確保にもつながるものである。

このような基本的な認識の下、指定都市が今後の多核連携型国土における拠点として必要な役割を果たしていくことができるよう、以下のとおり提言する。

1. 多様な大都市制度の実現による産業政策の一元化等

多核連携型の国づくりに向けて企業や人材の拠点となるべき指定都市が産業政策等を機動的かつ一元的に実施することを可能にするため、従来からの指定都市制度や特別区設置制度に加え、指定都市市長会が提案している特別自治市制度を早期に実現することによって多様な大都市制度を実現し、各指定都市が地域の実情に応じた大都市制度を選択して産業政策等の一元化を含む最適化を図ることができるようにすること。

2. デジタル人材の確保・育成等

ポストコロナに向けた経済構造の転換に対応するため、全国的に不足するデジタル人材の確保・育成や東京への偏在の是正に向けて、円滑な労働移動のためのリカレント教育を含む産業教育や職業訓練の充実、副業・兼業の促進等を行うこと。

3. 東京から地方への労働力移転の促進

雇用の流動化やテレワークの普及による東京からの労働力移転の促進に向けて、業務内容に応じた開放型・ジョブ型への雇用形態の転換、新卒一括採用の見直し、中途採用者の処遇改善等の促進を図りつつ、地方への労働力移転の促進に主眼を置いた仕組みを構築すること。

4. イノベーションの促進

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う価値観や行動様式の変化を捉えたスタートアップ創出や業態転換を促進するため、各指定都市がイノベーション・ハブなどの企業支援拠点を自ら設置・運営する場合や民間による設置・運営を支援する場合等に財政支援を行うとともに、デジタルやグリーンといった成長分野を伸ばすための更なる規制改革や財政支援を行うこと。

5. スマートシティの実現

スマートシティの整備を加速するため、分野横断的に様々なデータを流通させるデータ連携基盤などの仕組みを国において整備すること。特に、携帯電話等端末の位置情報等を匿名化したビッグデータについて、自治体等がエリアマネジメント等に活用できるようにすること。

6. ゆとりある都市空間の実現

緑豊かなオープンスペースの確保に対する更なる財政支援・規制緩和やコンパクトシティ形成のための住宅税制の重点化を図るなど、魅力ある都市空間の整備に向けた各種施策を推進すること。

**令和3年7月19日
指定都市市長会**